

# 衣類・毛布の回収ボックスの設置場所を変更

市役所各庁舎に設置している古紙回収ボックスの横に設置します

市役所各庁舎に設置している衣類・毛布の回収ボックス。10月1日からボックスのデザインを刷新し、市役所各庁舎に設置している古紙回収ボックス横に設置します。衣類や毛布は透明の袋に入れて出してください。汚れや破れがあるものは燃やすすかないごみに出してください。衣類のリユースにご協力ください。



●衣類・毛布回収ボックス設置場所 ▶柳川庁舎正面駐車場東側▶大和庁舎正面駐輪場付近▶市民三橋体育センター北側駐車場

【問】市生活環境課リサイクル推進係 (☎0944・88・8933)



## 雑がみ回収袋を5袋100円で販売します

昨年、販売し大好評だった「雑がみ回収袋」。市合併20周年を迎え、デザインを一新した回収袋を10月1日(水)から販売します。販売する回収袋はA4用紙がすっぽり入る大きさで、丈夫な紙を使っているため新聞や雑誌などがたくさん入ります。ぜひ一度お試しください。



●販売金額 5袋100円(支払いは現金のみ)

●販売場所 市役所柳川庁舎2階生活環境課、大和・三橋庁舎市民サービス課

●販売日時 平日の午前8時30分～午後5時

【問】市クリーン連合会事務局(市生活環境課環境係内)☎0944・77・8485)

# 住宅における電気火災に注意しましょう

リチウム電池や家電製品、プラグ、コード類などが発火源の住宅火災が増加中



近年、電気器具類を発火源とする住宅火災が増加しています。火災を起こさないために、次のことに注意してください。詳しくは市公式サイトで確認してください。



●充電式電池・リチウム電池

【事例】▶電池を捨てる時に適切に処理をせず発火▶水に落としたことによる発火▶落下による発火など

【アドバイス】電池を落下させたり、水に濡らしたりしたときは、電池に異常がないか確認しましょう。電池が膨らんだり、少しでも異常があれば使用をやめましょう。

●電子レンジやエアコンなどの家電製品

【事例】▶食品の加熱しすぎによる発火▶油汚れによる発火▶アルミ包装のスパークによる発火▶エアコン

清掃時の不注意による発火

【アドバイス】電子レンジは長時間の加熱に気をつけましょう。温めるものに金属性のものがないか確認しましょう。電子レンジ内はこまめに清掃しましょう。

●プラグ・コード類

【事例】▶折れ曲がりによる発火▶差し込み不足による発火▶踏みつけによる発火▶たこ足配線による発火▶コードを束ねたことによる発火

【アドバイス】プラグの差し込み口にほこりなどのゴミがたまっていないか確認し、こまめに清掃しましょう。日頃から配線の状況や抜き差し確認などの点検を行い、タップは定格電流を超えないように管理しましょう。

【問】市消防本部予防課予防係 (☎0944・74・0121)

# リチウム電池の廃棄先が変わります

リチウム電池などが含まれる製品はらくらくステーションへ搬入を



リチウム電池はモバイルバッテリーやスマートフォン、パソコンなど充電できるさまざまな製品に使われています。高温下に放置したり、強い衝撃を与えたりすると発熱や破裂、発火するなどして全国で火災が発生しています。また、廃棄するときに燃やすすかないごみ袋に入れたり、不燃物置き場や小型家電ボックスに入れたりするとごみ収集車やごみ処理施設で火災が発生するおそれがあります。リチウム電池を含む製品

を廃棄するときは、らくらくステーション(橋本町18-13)へ直接搬入をお願いします。

□らくらくステーション(☎0944・74・1211)

●受付日時 月～金曜、午前8時30分～午後0時15分、午後1時～4時(祝日受付可)

●料金 10kg当たり200円

【問】市生活環境課リサイクル推進係(☎0944・88・8933)

## リチウム電池が使用されている主な製品



## 消費生活センター

### 消費生活センターへのよくある質問



【Q1】どんな内容を相談できますか

【A1】「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」など消費生活に関する消費者と事業者のトラブルを相談できます。事業者同士や個人間のトラブル、家族間や自治会などの近隣トラブルに関する相談は消費生活センターが介入できないものがあります。その場合は適切な相談先を案内します。

【Q2】消費生活センターの業務内容は

【A2】交渉に必要な情報を提供し、助言を行います。また、必要に応じて事業者に話を聞き、中立な立場で「あっせん」を行うことにより、双方が納得できる解決を目指します。ただし、消費生活センターは消費者の代理人になれない

ため、希望に沿った解決に至らないケースもあります。その場合は調停や裁判、法律相談など別の交渉手段を案内します。

【Q3】相談したことを誰かに知られてしまいませんか

【A3】秘密厳守で対応します。安心して相談してください。寄せられた相談情報は、個人を特定できる情報を除いてデータ化されます。そのデータは国や県にも共有され、消費者への注意喚起や法改正にもつながっていきます。

一緒に解決策を考える最初の窓口として消費生活センターへお気軽にご相談ください。

【問】同センター(市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎0944・76・1004)